

第 1 2 号 議 案 令和 5 年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

令和 5 年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,148,487千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 2 2 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 14,031,402
	1 使用料	14,031,402
2 国庫支出金		652,346
	1 国庫補助金	652,346
3 財産収入		20,142
	1 財産運用収入	19,401
	2 財産売却収入	741
4 繰入金		1,074,907
	1 一般会計繰入金	1,074,907
5 繰越金		238,000
	1 繰越金	238,000
6 諸収入		131,690

	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	32
	3 雑入	131,657
歳入合計		16,148,487
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		16,148,487 <small>千円</small>
	1 県営住宅管理費	10,451,962
	2 公債費	5,691,525
	3 予備費	5,000
歳出合計		16,148,487

第13号議案

令和5年度愛知県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	142,740 ^人	75,762 ^人	50,142 ^人	268,644 ^人
外 来	147,258	62,694	94,527	304,479

2 一日平均患者数

区 分	がんセンター	精神医療 センター	小児保健医療 総合センター	計
入 院	390 ^人	207 ^人	137 ^人	734 ^人
外 来	606	258	389	1,253

3 建設改良計画

(1) 建設改良工事 220,351千円

(2) 資産購入 1,773,776千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	43,734,231千円
第1項 医療収益	36,526,788千円
第2項 医療外収益	7,191,373千円
第3項 特別利益	16,070千円
支 出	
第1款 病院事業費	43,661,097千円
第1項 医療費用	43,083,448千円
第2項 医療外費用	551,579千円
第3項 特別損失	16,070千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,380,600千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,973,580千円
第1項 企業債	1,064,970千円
第2項 他会計負担金	1,762,699千円
第3項 雑収入	145,911千円
支 出	
第1款 資本的支出	4,354,180千円

第1項 建設改良費	220,351千円
第2項 資産購入費	1,773,776千円
第3項 企業債償還金	2,360,053千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設改良費及び資産購入費 |
| 2 限度額 | 1,064,970千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|--------------|
| 1 職員給与費 | 17,005,607千円 |
|---------|--------------|

2 交 際 費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、80,691千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	磁 気 共 鳴 断 層 撮 影 装 置	一 式

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村秀章

第14号議案

令和5年度愛知県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度愛知県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水対象 瀬戸市始め31市7町1広域事務組合3企業団

2 年間総給水量 428,000,000m³

3 一日平均給水量 1,169,398m³

4 主要な建設改良事業

(1) 水源建設事業	設楽ダム建設事業負担金	事業費	2,565,235千円
------------	-------------	-----	-------------

(2) 浄水場関係建設事業	尾張西部浄水場、上野浄水場及び豊橋南部浄水場関係建設工事	事業費	4,609,992千円
---------------	------------------------------	-----	-------------

(3) 施設改良事業		事業費	8,875,701千円
------------	--	-----	-------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	36,237,532千円
第1項 営業	収	益	31,569,329千円
第2項 営業外	収	益	4,668,203千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	35,890,078千円
第1項 営業	費	用	32,326,816千円
第2項 営業外	費	用	3,560,262千円

第3項 予 備 費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,404,380千円は、当年度分損益勘定留保資金2,284,992千円及び過年度分留保資金16,119,388千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	9,571,773千円
第1項 企業債	5,302,000千円
第2項 国庫支出金	855,078千円
第3項 工事負担金	31,278千円
第4項 受託事業収入	17,296千円
第5項 他会計出資金	3,210,510千円
第6項 他会計補助金	155,609千円
第7項 雑収入	2千円

支 出

第1款 資本的支出	27,976,153千円
第1項 建設改良費	16,859,359千円
第2項 建設利息	74,182千円
第3項 償還金	11,037,612千円
第4項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
幸田浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	438,400千円
豊橋浄水場運転管理業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	466,005千円
第2犬山幹線電気防食設備設置工事	令和6年度	56,030千円
第2津島幹線送水管布設工事（その1）	令和6年度から 令和7年度まで	1,904,637千円
第2津島幹線送水管布設工事（その2）	令和6年度	485,023千円
豊橋城下線電気防食設備調査業務委託	令和6年度	28,730千円
設備管理システム整備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	132,000千円
犬山浄水場返送ポンプ設備改良工事	令和6年度	210,000千円
犬山浄水場始め2浄水場防護柵改良工事	令和6年度	43,020千円
犬山浄水場沈澱池機械設備改良工事	令和6年度	660,600千円
犬山浄水場構造物耐震補強工事	令和6年度から 令和7年度まで	689,600千円
尾張西部浄水場導水ポンプ電気設備改良工事	令和6年度	182,000千円
小牧供給点始め5施設流量計改良工事	令和6年度	14,767千円

神守供給点始め2施設計装設備改良工事	令和6年度	17,968千円
西春供給点量水器室建設工事	令和6年度	140,344千円
名港導水路移設工事	令和6年度	320,000千円
高蔵寺浄水場導水管電気防食設備改良工事	令和6年度	52,800千円
高蔵寺浄水場ろ過池弁類改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	256,500千円
尾張東部浄水場始め3施設空調設備改良工事	令和6年度	108,034千円
尾張東部浄水場電気設備改良工事	令和6年度から 令和8年度まで	3,346,753千円
第2東郷線送水ポンプ改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	286,900千円
瀬戸山口分水管送水管布設工事	令和6年度	78,754千円
佐布里池取水塔始め2施設水質計器改良工事	令和6年度	21,572千円
上野浄水場配管改良工事	令和6年度	106,559千円
知多浄水場薬品注入設備改良工事	令和6年度	40,000千円
知多浄水場始め2浄水場構造物耐震補強工事	令和6年度	358,914千円
東海第2供給点計装設備改良工事	令和6年度	5,069千円
南知多線不断水弁設置工事	令和6年度	5,000千円

南知多線送水管布設工事	令和6年度	60,000千円
美浜線送水管布設工事	令和6年度	210,000千円
愛知用水水道事務所庁舎長寿命化改良工事	令和6年度	121,410千円
豊田浄水場薬品注入設備改良工事	令和6年度から 令和7年度まで	936,288千円
幸田浄水場電気設備改良工事	令和6年度	71,371千円
幸田浄水場電気室建設工事	令和6年度	101,461千円
豊田幹線電気防食設備改良工事	令和6年度	90,000千円
西尾線送水管布設工事	令和6年度	72,596千円
高浜線送水管移設工事	令和6年度	230,000千円
渥美供給点始め3施設計装設備改良工事	令和6年度	77,539千円
渥美供給点始め3施設電気設備改良工事	令和6年度	36,997千円
権現調整池改良工事	令和6年度	134,805千円
東三河水道事務所庁舎建設工事	令和6年度	457,102千円
水質試験所エレベータ設備改良工事	令和6年度	145,772千円
木曾川幹線送水管路調査業務委託	令和6年度	30,000千円

高蔵寺高区・中区線送水管路調査業務委託	令和6年度	69,010千円
高蔵寺浄水場構造物耐震補強調査業務委託	令和6年度	39,743千円
知多浄水場始め3施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	170,000千円
西三河水道事務所庁舎長寿命化改良調査業務委託	令和6年度	19,050千円
豊田浄水場ろ過池機械設備改良調査業務委託	令和6年度	20,000千円
幸田浄水場配管改良調査業務委託	令和6年度	28,600千円
幸田浄水場管理本館改良調査業務委託	令和6年度	44,000千円
豊川浄水場始め4施設計装設備改良調査業務委託	令和6年度	23,050千円
豊川調整池屋根改良調査業務委託	令和6年度	5,104千円
渥美線送水管路調査業務委託	令和6年度	74,766千円
新城線送水管路調査業務委託	令和6年度	61,000千円
水利使用許可申請資料作成業務委託	令和6年度	5,093千円
老朽化施設設備改良事業発注支援業務委託	令和6年度	60,000千円
愛知用水排水処理事業調査業務委託	令和6年度	13,283千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------|--|
| 1 起債の目的 | 建設事業費及び施設費 |
| 2 限度額 | 5,302,000千円 |
| 3 起債の方法 | 普通貸借又は債券発行 |
| 4 利率 | 9.0%以内 |
| 5 償還の方法 | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないで借り換えることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------|-------------|
| 1 職員給与費 | 2,630,158千円 |
| 2 交際費 | 74千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 共用施設負担金利息、企業債利息及び一般会計借入金利息並びに建設事業費及び施設費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額は、295,287千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,936,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

愛知県知事 大村 秀章